

学習継続条件

各セメスター終了時に、学習継続条件に照らして学習状況の確認が行われます。

学習継続条件は、「当該学期GPAの基準を満たしていること」です。各年次・学期ごとの基準は、次の表のとおりです。


GPA制度
p. 19

年次	1		2		3		4	
学期	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
当該学期GPA	1.80	1.80	1.90	1.90	2.00	2.00	2.00	2.00

*履修登録単位数が「0」単位の場合は、学修する意思がないものとみなし、警告の対象となります（休学の学生は除く）。

警告

学習継続条件を満たしていない学生には、「警告」が出されます。警告は書面で保証人住所に、本人・保証人の連名宛に郵送されます（社会人入学生は本人住所・本人宛）。なお、条件を満たした学生には、特に通知をすることはありません。

「警告」を受けると、下記の表のとおり、受講資格や出願資格を失います。

1回以上	他大学との単位互換科目や共同授業の受講資格を失う 転学部・転学科の出願資格を失う
2回以上	再入学の出願資格を失う
3回	退学処分（玉川大学学則第37条により） （ただし、定められた期日までに、「退学願」が提出された場合は依願退学となります）

*卒業最終学期に、累積警告3回となると同時に、卒業要件を満たした場合は、卒業が優先します。


玉川大学再入学に関する規程
『学生生活ガイド』p. 143～144


玉川大学学則
『学生生活ガイド』p. 134～142